

登録事項変更届のお知らせ

管理業務主任者登録簿の登録を受けた事項のうち

①氏名 ②住所 ③本籍 ④業務に従事するマンション管理業者
に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を地方整備局長等に届け出なければなりません（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第62条）。

この登録事項に変更があった方で、まだ登録事項の変更届の手続を済ませていない方については、管理業務主任者証の交付（更新）申請の際に、その変更届の手続を済ませてからでないと、管理業務主任者証の交付を受けることができない場合がありますのでご注意ください。

なお、「住所」の登録事項の変更届を行う場合、変更届出書とともに住民票を提出していただき、手続を行うこととなりますが、この登録事項の変更届の手続をしないまま2度以上転居している場合、戸籍の附票等の転居履歴を証明する公的書類が併せて必要となることがありますので、事前に各地方整備局等へお問い合わせの上、手続を行うようにしてください。

また、管理業務主任者は、登録が消除されたとき、または管理業務主任者証がその効力を失ったとき（有効期限切れや新たな主任者証の交付を受けたときなど）は、速やかに、管理業務主任者証を管轄の地方整備局等へ返納することが義務付けられておりますのでご留意願います（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第4項）。

登録事項の変更届および管理業務主任者証の返納に関する手続の詳細については、各地方整備局等にお問い合わせください。

国土交通省